

無輸血診療を希望される患者様に対する当院の方針

1. 当院では、患者様の生命に危険がおよび、担当医が救命のために輸血を行うことが必要であると判断した場合には、生命尊厳の立場を優先し、輸血への同意が得られなくても輸血を行います。(相対的無輸血の立場)
2. 輸血が必要となる可能性が一定程度あると判断される検査および治療に際しては、事前に輸血の可能性なども含めて説明し書面で同意をいただいています。当初、輸血の必要性は低いと判断された場合でも、病状や治療の経過によって輸血を含めた治療が必要となる可能性があります。
3. 診療に関して、輸血を回避するためのできる限りの努力はいたしますが、当院ではエホバの証人の方が提示する絶対的無輸血治療に同意する「免責証明書」には、署名・捺印はいたしません。
4. 救急搬送された場合や、院内での予期しない急変の場合など、時間的猶予がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転送が不可能で、輸血が救命に必要な時には緊急避難的に輸血をいたします。
5. 以上の方針は、患者様の意識の有無、成年と未成年の別に関わらず適用します。
6. 患者様には当院の上記方針を説明し、ご理解を得るように努力いたします。上記の相対的無輸血の方針に同意いただけない場合には、当院での検査および治療はお断りいたします。

○相対的無輸血：患者様の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命のために手段がない事態に至った時には、輸血をするという 立場・考え方

○絶対的無輸血：患者様の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという 立場・考え方